

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 9 月 3 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26350732

研究課題名(和文) 反省的实践にみる身体教育の可能性 体育の再定義と教師教育への応用的展開

研究課題名(英文) Possibilities for Physical Education in Reflective Practice: Redefinition of Physical Education and Applied Development in Teacher Training

研究代表者

釜崎 太 (Kamasaki, Futoshi)

明治大学・法学部・専任准教授

研究者番号：00366808

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：現代における学校教育の大きな問題点は、科学的な教育プログラムや教育計画に重点がおかれることで、教師と子どもたちの人間関係が希薄化している点にある。さらには、電子メディアの発達やポピュラー・カルチャーによる高揚感の広がりによって、教師と子どもたちの身体からアクチュアリティが喪失される傾向もある。

本研究では、教師と子どもたちが自らの身体を取り戻し、現実感のある「知」を身につけるための教育として、教師と子どもたちが身体的な体験の次元で反省的思考を深め合う「反省的实践」と、身体的存在としての自己を反省する「自己への配慮」という身体教育の可能性のあることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：One of the major problems facing school education today is the dilution of the teacher-child relationship due the emphasis on scientific educational programs and educational planning. In addition, the growing excitement brought about by the development of electronic media and popular culture has created a tendency for actuality to be lost from the bodies of teachers and students.

This research identified possibilities for physical education, namely (1) “reflective practice,” in which teachers and children collaborate in reflective thinking in the dimension of physical experience, and (2) “care of the self,” which involves reflecting on the self as a physical being. Such a model of education should enable teachers and children to regain their own bodies and acquire “knowledge” that retains a sense of reality.

研究分野：身体教育学

キーワード：反省的实践 身体の規律訓練 身体知 身体教育 体育 教員養成 自己への配慮 主体としての身体

1. 研究開始当初の背景

いじめ、不登校、学級崩壊などの学校病理現象を背景に、学校改革を促す授業実践として「反省的实践」が提案されてきた。反省的实践とは、事前に設計された計画通りに展開される授業(プログラムの実践)ではなく、教師が授業のなかで子どもたち一人ひとりと関わりながら、状況に応じた実践を即興的に立ち上げ、計画やプログラムを組み替えていく授業実践のことである。

この反省的实践への授業改革は、客観主義科学の知見への精通性に教師の専門性を求める見方や、教師と子どもたちの主観的側面を重視しえなかった授業研究のパラダイムに大きな転換を迫るものである。

これまで筆者は「体育」という教科のなかで反省的实践への改革を実現し、体育からの学校制度の改革を展望しようとする研究に取り組んできた。しかしながら、反省的实践の根底にある「主体としての身体」という捉え方が理論化されていなかったために、体育の再定義への認識を促すまでには至らなかった。本研究は、反省的实践という概念に含まれている体育の可能性を明示するために、「身体教育としての反省的实践」の原理論を構築しようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近年の教育研究において注目されている反省的实践に焦点をあて、その概念を「身体教育」の視点から再検討することを通じて、体育(身体教育)の現代的な意義を原理論的に明らかにすると同時に、現代社会に求められている体育(身体教育)の新しい方向性を指し示すことにある。もちろん、まずは子どもたちの身体教育が念頭にあるが、本研究では、「実践的指導力の養成」の必要性が指摘されている近年の教員養成に重要な役割を果たしうる身体教育の可能性にまで言及する。

3. 研究の方法

反省的实践の根底にある「主体としての

身体」という捉え方には、身体的存在者である人間をトータルな視点から見直そうとする意図がある。しかしながら、細分化された専門領域において科学知を求める、いわゆる「専門分化」によって、体育は知育や徳育から分離され、精神と身体、理性と感性、理論と実践の二項図式のもとで理解されてきた。本研究では、人間の全体性を身体の視点から捉え直しているマイケル・ポラニーの「身体知(身体と知の不可分性)」、リチャード・シュスターマンの「身体感性論(身体と感性の不可分性)」、ミッシェル・フーコーの「自己への配慮(身体的存在者である人間の全体性)」の視点から反省的实践を再解釈することを通じて、体育授業と教師教育のあり方を変容させうる身体教育の原理論を示そうとする。

4. 研究成果

反省的实践が提案されるようになった背後には、認知科学の領域における「知」の概念革命が存在していた。なかでも古典的な人工知能研究にみられる精神と身体、中枢と抹消の区分にもとづく「知」の概念の問題点を「身体知」の視点から指摘したのが、ヒューバート・ドレイファスであった。

ドレイファスによれば、人間の知のメカニズムを探究する認知科学は、人間の知を再現しようとする人工知能への関心のもとで、1950年代に組織されてきた。しかしながら、この古典的な人工知能研究は「フレーム問題(情報処理モデルにもとづく人工知能は予想外の出来事にうまく対処できない)に直面して長期の停滞を余儀なくされる。ドレイファスは、コンピュータとは異なる人間の知の特徴を「状況把握」「全体的把握」「予期と期待」に求め、そのような人間独自の知を可能にするのは、メルロ=ポンティの「身構え」、すなわち身体であるという。例えば「あ」「い」「う」「え」「お」といった離散的な文字を読むようになって

た子どもでも、文章を読む訓練を受けていなければ、平易な文章すら読めない。眼と口（身体）の訓練を通じた「予測と予期」の能力に欠けているからである。人間の知は中枢の脳（精神）が、末端の身体を動かす情報処理モデル（古典的人工知能モデル）のメカニズムにおいて獲得されているのではなく、身体知を基盤としながら構成されている、というのである。つまり、ドレイファスは、従来までの情報処理モデルにもとづく精神的な知ではなく、人間の身体や身体技能と結びつくことで意味を獲得している知、すなわちポラニーがいう「身体知」の次元に、人間固有の知の存在を見出しているのである。この知の概念革命は、教師の専門性を科学知に求める見方にも大きな変容を迫ることになる。

教師の計画通りに展開される授業がよい授業とみなされ、すぐれたプログラムへの精通性に教師の専門性が求められるならば、教師の仕事は人工知能によって代替可能なものとみなされる。ドレイファスは、情報処理モデルとは異なる専門家の成長過程を、教師の身体知に着目しながら、次のような五段階モデルで示している。

第一の「初級者」の段階は、新しい技能を獲得する最初の段階であり、対処すべき状況を構成する諸要素はわかりやすく単純化されている。教師の場合では、短距離走の指導に必要なプログラムや科学知を学び、それを厳密に実践にあてはめようとするような段階である。第二の「中級者」の段階では、学んだ技能を広い文脈のなかで捉えられるようになり、それぞれの状況にとって意味をもつが、客観的に規定できない現実の要素を認識できるようになる。教師の場合では、どのような場合に、どのような指導が必要か、過去の経験に照らして自分なりの規則ができるような段階である。第三の「上級者」の段階では、現実の状況下

で認識しうる「状況依存の要素」の数が増し、段階的に意思決定をして対処することを学ぶ。教師の場合では、規則を機械的にあてはめたりせず、どの子どもが何を必要としているかをみて指導の手順を計画できるような段階である。第四の「プロフェッショナル」と第五の「エキスパート」の段階では、専門家は刻々と変わる状況に対処することに没頭し、問題を客観的にみて解決しようなどとは思わないし、先の心配もしない。技能が身体の一部のように身について、ほとんど意識にのぼらなくなる。ひたすら普通ならうまくいくはずのことをするのである。教師の場合では、子どもたちの現実から次のつまずきを感じとることができ、そのつまずきへの準備・対応・実践が流れるようにおこなわれる。この五段階モデルにしたがうならば、科学的な授業プログラムが教育実習生や初任者にとって有効ではありえても、エキスパートを養成しうるものでないことは明らかであろう。

だが、その一方で、ドレイファスの五段階モデルに「反省的態度」の欠落を指摘する見方も、教師の専門性について考えるうえで重要である。例えば池田喬は、ドレイファスが「熟達者は誤らない」という含意をもつ完成状態にエキスパートを位置づけていることを批判し、次のように問うている。「熟達者の卓越性はむしろ、適切な行為と不適切な行為を区別し、不適切な行為を自分自身で訂正できるということにあるのではないだろうか。誤りうること、誤りに自ら気づくことができることは、重要な能力の一部ではないだろうか」¹⁾。

池田によれば、反省的態度という視点からの修正によって、専門家が「自律的に問題解決する合理的行為者」から「自分の断定的理解をすり抜ける他者への傾聴こそが自己を可能にする」対話者へと描き直される。人間が誤りに気づくためには、「適切な

行為と不適切な行為を区別する基準」となる「社会集団の中での実践規則」が必要とされる。だが、それは情報処理モデルのそれではない。行為の妥当性を判断する実践規則とは、ポランニーが準則と呼ぶような、身体化された行為実践の中で非明示的におこなわれているものなのである。「適切/不適切を区別する基準としての「規則」は、外側から責務を課すものとして与えられるものではないし、融通の効かない抽象的原理として現れるのでもない。(中略)規則を、不自由に行為を拘束するものではなく、身体と一致して行為を自由になしうるものへと更新しているというべきではないか。(中略)具体的に身体化されていることは思考を失うことではない。熟達者が卓越しているのは、規則についてのマニュアル的でない非明示的気づきをなしているからであり、だからこそ、時には、反省的態度において明示的規則を改定するような責任を引き受けるような、際立った自律性を獲得しているのではないだろうか」²⁾。

反省的実践の概念を提唱したドナルド・ショーンは、身体化された行為実践の中で非明示的に行われている反省的思考に、より端的に、専門家の力量の中心を位置づけている。ショーンによれば、専門家の実践は、科学実験のように、厳密な条件設定がなされた平坦無風な状況下で遂行されているわけでも、目的が明確に定められた確定的な状況のなかで遂行されているわけでもない。建築デザインの専門家による美しい道路の建設が環境問題を引き起こしてしまう場合のように、ある問題の解決が他の問題を引き起こすことさえある。専門家は、科学知の適用が困難な状況の変化や予期せぬ出来事を感じ取り、それらを意味づけながら、常に新しい問題の発見に努め、個別具体的な問題状況に対峙し続けているというのである。ショーンは、こうした不確定

な状況のもとで複雑な問題群と対峙している専門家の実践は、「行為の中の反省」に支えられているという。この「行為の中の反省」は、エキスパートに近づけば近づくほど、不可視的なものとなる。そのような教師は、池田の言葉を借りれば、「身体化された行為実践の中で非明示的に行われる反省的思考」によって、自らの計画を改め、「明示的規則を改定するような責任」を引き受けているのである。

この「行為の中の反省」に、佐藤学は、子どもたちの経験を再構成するための重要な契機を見出してもいる。「学習」を「学び」として再定義した佐藤のひとつの意図は、「学び」の語源としての「まねび=模倣」にある。つまり、教師のプログラムの枠外にいる子どもが、教師の反省的思考によって展開された実践に応答しえたとき、その反省し思考している教師の身体が「みている」と同時に「みられている」身体でもあるがゆえに、反省的な教師の身体を子どもたちの身体がなぞり、かたどることで、自らの知を反省し、新しい意味の世界に住まうことが可能になる。

個別性と具体性を特徴とする「身体」を教師も子どもたちも放棄しえない以上(身体的存在者)、教師の認識の枠外に必ずや統制しえない出来事が生起する。そこに教師と子どもたちが学び育ち合う重要な契機が準備されている。この「学び」を可能にする、「行為の中の反省」にもとづく教育実践、すなわち反省的実践は、主体としての身体と身体のあいだに成立する教育であるという意味において、身体教育と呼ぶべき実践であるといえ、そこに身体的存在者である人間の教師によってのみ開かれうる教育の可能性もまた、存在しているのである。

このような「身体教育」としての「反省的実践」を遂行しうる専門家、すなわち「反省的実践家」としての教員養成のためには、

「理論」と「実践」を分離させたところで実施される教師教育ではなく、教師が授業「実践」のただなかで経験している「行為の中の反省」に埋め込まれている「理論」を経験し、それを反省的に抽出しうるような実習教育が必要となる。

その一方で、「主体としての身体」の次元で、教師が子どもたちの身体や教室での出来事に応答し、反省するためには、教師自身も学校教育のなかでプログラム化された身体から脱し、自らの身体（主体としての身体）を取り戻す必要がある。

フーコーによれば、身体のパログラム化は、身体を包囲する新しい権力の技術によってもたらされる。第一に「コントロールの尺度」である。細部にわたって身体に働きかけ、動作・姿勢・速さを確実に付与するような制度である。第二に「コントロールの方法」である。詳細に時間・空間を碁盤目状に区分する記号体系にもとづく取り締まりが実行されるような制度である。第三に「コントロールの対象」である。強制の標的が、身体の具体的な諸力におかれているのである。これらの技術によって、行為の磨き上げが確実におこなわれ、行為の経過と段階が内部からコントロールされることになる。こうして計画にもとづく拘束が、身体各部にゆきわたり、自動的な習慣となって暗黙のうちに残り続ける。これこそフーコーが学校制度の問題点として指摘し、反省的实践への事業改革論が問題視しているような、身体のパログラム化をもたらす「規律訓練」権力なのである。

リチャード・シュスターマンは、この身体のパログラム化の問題を次のように指摘している。「規律訓練」権力が「通常悪い習慣」と言われることは違った意味で悪いものである身体的習慣を教え込む。「過度の筋肉の緊張を持った自己使用の姿勢」は「不快であるにも

かかわらず、普通の自然な座り方として習慣化する。「身体意識が不足している」がゆえに、それには気づかれない。それゆえ「改善された反省的な身体意識が求められる」³⁾。つまり、精神的な自己の優位を前提にする近代社会において、身体の細部にわたって近代的な制度による他者コントロールを介在させてきた「規律訓練」権力を問題視するがゆえに、身体意識の改善を求め、そのための実践例をフーコーの「自己への配慮」に求めたのである。しかしながら、シュスターマンは、フーコーが性やドラッグの経験に「自己への配慮」を特化していることを批判し、フェルデンクライスメソッド、アレクサンダーテクニーク、禅などにおいても「自己への配慮」は実践可能であると主張してもいる。

「自己への配慮」について、端的にフーコーは次の三点にその重要性をまとめている。第一に、「自己」とは単なる精神的な存在者ではなく、自分の健康や生活習慣などを反省する身体的存在者であり、第二に、その自己への配慮は、精神志向ながらも身体への関心が重要性をもち、自然の助力で自分と交渉すること、第三に、何を考えたかではなく、何をこなったかを振り返ることである。シュスターマンがフェルデンクライスメソッド、アレクサンダーテクニーク、禅などの実践による「自己への配慮」を教師教育として実践することによって、規律訓練化された身体から、教師たちも自己の身体を取り戻すことができるだろう。

このような教員養成を可能にしうるような事例もすでに存在している。例えば大学一年次からの段階的な実習教育に大学教員が携わっている弘前大学教員養成学センターの事例、二年間の補助教員の経験と省察検討会を経て正教員の資格を得るドイツの教員養成制度の事例、「自己への配慮」の可能性として、「1970年代の宮城教育大学」

で実践された演出家・竹内敏晴の身体訓練法などである。前者ふたつの事例ではしかし、教師の「実践力」と「専門力」を统一的に養成するという課題が残されており、後者の事例では、教師の専門領域をいかに横断するかという課題が残されていることも理解される。これらの課題を克服し、反省的实践家としての教員を養成しうる制度の構築が今後の課題である。

引用文献

- 1)池田喬(2013)死に至る存在としての人間 - ハイデガーとケア - . 明治大学教養論集 . 第 493 号 . pp.154-155.
- 2)同上書, pp.154-155.
- 3)リチャード・シュスターマン / 樋口聡 (2012) 身体意識と行為 身体感性論の東西 . 思想 . 8 号 . p.117.

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

釜崎太、人間の教師には何ができるか - ドレイファスの人工知能批判と身体教育 - 、明治大学教養論集、512 号、2016、pp.25-66
https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/18110/1/kyouyoronshu_512_25.pdf

釜崎太、近代ドイツの身体文化と「規律訓練」権力 - ツルネンからスポーツへ - 、明治大学教養論集、526 号、2017、pp.25-49
[https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/19132/1/kyouyoronshu_526_25.pdf#search=%27 釜崎太+明治大学+規律訓練%27](https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/19132/1/kyouyoronshu_526_25.pdf#search=%27%20釜崎太+明治大学+規律訓練%27)

釜崎太、身体の「規律訓練」権力と「自己への配慮」、体育哲学年報、48 号、2018 年、頁未定

〔学会発表〕(計 4 件)

釜崎太、「知」の概念革命と身体教育 - ドレイファスの人工知能批判を中心に - 、日本体育学会・体育哲学専門領域定例研究会、2015 年

釜崎太、ディームに学ぶ「スポーツを文化として根づかせるために」 - オリンピック・

メディア・フェライン - 、日本体育学会、2016 年

釜崎太、ビジネス時代のスポーツ哲学 - 消費社会のなかのスポーツと公共性 - 、日本体育学会体育哲学専門領域定例研究会、2016 年

釜崎太、身体の「規律訓練」権力と「自己への配慮」、日本体育学会、2017 年

〔図書〕(計 1 件)

樋口聡・王水泉・釜崎太、教育における身体知研究序説、創文企画、2017 年、191

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

釜崎 太 (KAMASAKI, Futoshi)
明治大学・法学部・准教授

研究者番号：00366808

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()